

卸売市場法「改正」に伴い、東京都によって進められている

「東京都 卸売市場業務条例の見直し問題」についての要望書

小池百合子東京都知事殿

2019年6月4日

築地市場営業権組合

代表 村木智義

他 一同

昨年、卸売市場法が「改正」されたことに伴い、農林水産省は、全国の各卸売市場開設者に対し、各市場の現行の「業務条例の見直し作業」を指示しました。これによりまして、東京都におきましても、開設者である東京都が主体となって本作業が進められているところです。

このことに付きまして、私達は、次の二点を要望するものです。

1. 現行の「東京都 卸売市場業務条例」は決して変更すべきではありません。

現在の東京は、国家経済政策に基づく、多国籍資本を中心とした収益拡大の牙城であるかの様相を強め、多くの都民が暮らしの拠りどころとしている東京の地域経済活動の分野は、侵食され続けています。この現状を直視するならば、現行の卸売市場業務条例を「改正卸売市場法」に沿う方向で見直しをするなどということは、決してあってはなりません。

現行条例は、資本規模の大小によらず、公平・公正な経済活動を促す条文で構成されています。そのことによって地域経済の健全な発展、同時に、食をはじめとした都民の命と暮らしの擁護、更には国民の圧倒的多数の人々の雇用の場である地域経済を担う地域企業の活性化に貢献して来ました。

また、築地市場及びその周辺の場外市場などに見るように、食をはじめとした東京の地域文化を生み守り続けて来たことも、現行の卸売市場制度(現行条例)の力であることも明白でしょう。

このような条例を、TPPやFTAなど、多国籍資本収益拡大策の支援体制整備を目的に為された「改正」卸売市場法に合わせたり、近似させたりすることは、東京都民ばかりではなく、全国の農水産物生産者の命と暮らしを、一層、窮地へと追い込む、取り返しのつかない痛打となるのは、まさに火を見るよりも明らかです。

今回の「業務条例見直し」にあたっては、政府・農水省も認めるように、現行の条文を存続させるか、それとも見直しして変更するかどうかは、各開設自治体の自主性、取引の現場に直接携わる各種の市場業者、つまりは住民自治権及び団体自治権に委ねるものとされています。

今、日本は、多国籍資本に翻弄されている、このままの流れに身を任せておくならば、都民をはじめとした国民生活は、「新自由主義」と名乗る金権資本主義の弱肉強食経済に覆われ、都民のそして全国各地の地域住民の地域における暮らしが丸ごと破壊されかねないほどの状況に至ろうとしています。まさに今、東京都は、都民の命と暮らしに寄り添った自治を行う意思と姿勢の有無が問われているのです。

以上により、私達は、現行の「東京都 卸売市場業務条例」の「第三章 売買取引」の部分はもとより、それらのルールを補強、補完し公平・公正取引を促進すべく設定されている条文の一切を、現行の条文のまま存続させて頂くよう強く要望するものです。

2. 「東京都 卸売市場業務条例の見直し協議」は、何の権限もないお門違いの相手と「協議の偽装」を行ってはなりません。真の協議と合意の対象である、各「営業権者・財産権者」と向き合い、本物の協議の席に、一刻も早く着席して下さい。

本来、卸売市場業務条例に関する見直しをする際には、憲法の保護する「営業権者」且つ「財産権者」である「仲卸業者」等をはじめとした、「許可業者」ここに対しての協議・合意が必須の前提となる事は、東京都におかれても、行政法上の基礎的で基本的な事柄として周知のはずです。

ところが、貴職の今回の見直し作業は、たとえば仲卸業者と協議すべきところを、お門違いも甚だしく、「許可」により入場営業した仲卸業者たちの任意加入団体で、共同購買事業や金融事業などを手がける事業協同組合との協議にすげ替え、これを唯一の交渉の窓口とすることを、一方的に「宣言」し、ことあるごとに公言してはばかりません。その「事業協同組合」なるものの定款を、どうか、あらためてご覧になることを、是非お勧めします。

その組織の定款には、東京都の条例に基づく「許可業者」、「仲卸業者(会社)」として仲卸業を営む組織(企業)である旨、記載されていますか?。記載されているわけがありません。にも拘らず、こともあろうに、この窓口には依らない仲卸業者などの声には、一切応じない、とする文字通りの不法不当な態度を、貴職は未だに、とり続けています。

今回の、「業務条例見直し」問題において、本来、都の協議対象であるべき「仲卸業者」は、全く蚊帳の外に放置されたままの状態が続いているのです。

地方自治は、団体自治と住民自治によって構成されています。現在の東京都の、卸売市場問題に取り組む姿は、団体自治の権限と権力を預かるものが、自治とは無縁の多国籍資本の意に沿いながら、「住民自治」を乱暴に切り裂いて恥じない「自治の敵」そのものと言えるでしょう。

貴職は、「豊洲移転」に際しても、仲卸業者の声を聞く態度は取らず、くだんの「事業協同組合」なるものを根拠に移転を強行しました。「築地に戻りたい者は、築地に戻す」と語った都知事は、移転完了と見るや、すかさず築地市場施設を解体し、今は、カジノの誘致に、ご執心と報道されている始末です。このことに対しては、市場内からも、各種の報道からも、絶えること無く、根強い批判が為され続けていることは、貴職におかれては、決してひとつとならず、日々実感し続けておられるところと思います。

以上のような東京都の「業務条例見直し」協議の進め方とその態度は、憲法はもとより、地方自治の原則を踏みにじて憚らない、言語道断な行政と言えます。

私達は、東京都が、このような態度を早急にあらためて、都民の声に真摯に向き合うことを強く求めます。そして、今回の条例見直しの横暴きわまる進め方を直ちに改め、真の協議と合意の相手方「入場営業」の許可業者として長期にわたって都民のための台所を支えて来た「営業権者」であり「財産権者」である仲卸業者をはじめとする市場関係業者との、本来あるべき、本格的な協議を、一刻も早く開始することを強く要望するものです。

以上。